

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日に當たるときは、その翌日)

昭和六十年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 氏

目次

- ◆告示 公有水面の埋立ての免許の出願
- 建築士法による鳥取県指定試験機関の指定
- ◆公安告示 遊技器の型式の認定

告示

- 鳥取県告示第千九十九号**
- 公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県鳥取港湾事務所及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字田後字才谷西側三九一八地先公有水面

(二) 区域

次の(1)の地点から(3)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(3)の地点と(1)の地点とを結ぶ昭和六十年の春分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点 岩美郡岩美町大字田後地先の田後灯台（北緯三五度三五分

三四・〇六秒東経一三四度一九分〇八・六九秒）から二〇八度一五分一五秒三三三・五メートルの地点

(2)の地点 (1)の地点から六九度三〇分四五・六メートルの地点

(3)の地点 (2)の地点から一六一度〇一分一〇・四メートルの地点

(三) 面積
二三七・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字田後字向山北側六四一—一二から同字才谷西側三九一八までの陸地及びそれらの地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑪の地

点と⑫の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 田後灯台から二〇九度五一分三二秒三四五・〇メートルの

地点

②の地点 ①の地点から三三九度三〇分一〇・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三九度三六分二三・一メートルの地点

④の地点 ③の地点から七六度〇三分三七秒四五・九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六〇度五二分二六・四メートルの地点

⑩の地点 ⑤の地点から二四九度〇七分一二秒五一・九メートルの地

地点

(三) 面積

一、七七九・七六平方メートル

四 埋立地の用途

公共ふ頭用地

五 出願年月日
昭和六十一年十一月八日

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の十七第一項の規定に基づき、鳥取県指定試験機関の指定をしたので、同条第五項において準用する同法第十五条の四第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 鳥取県指定試験機関の名称及び住所

財團法人 建築技術教育普及センター

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号

二 二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

1 本部

東京都港区虎ノ門一丁目一四番一号

2 中国四国支部

広島市中区大手町二丁目一一番一五号

三 二級建築士等試験事務の開始日

昭和六十一年一月一日

公安委員会告示

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	プ ラ ズ マ ル ー ト ワ ン バ ト ル ス タ ー ク イ ン ハ ー ト バ ロ ン	平和工業株式会社
応 援 団	アルカディア	株式会社ソフィア
ミルキーワイ	ニューモナキング	奥村遊機株式会社
ド ラ ゴ ン II	マルホン工業株式会社	株式会社三洋物産
アイキャッチャー	スー パー シャトル	京楽産業株式会社